

産業統計部会の審議状況について（農林業センサス）

（報告）

第 36 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 6 月 13 日 (木) 16:00~18:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷 浩

(委 員) 竹原 功、椿 広計

(専 門 委 員) 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

(1) 前回部会で審議することとされた事項について

前回の 2010 年世界農林業センサスに係る統計委員会答申（平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 6 号）における「今後の課題」への対応状況について、前回の部会審議において引き続き審議することとされた事項に関し審議が行われ、当該対応状況について了承された。ただし、農林業経営体調査におけるオンライン調査の導入について、部会として、調査実施者に対し、当該導入の調査結果への影響に関する事後検証を十分行うことを求めている。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

ア 農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討することについて

① オンライン調査の導入に伴う調査結果の質的な相違の有無に関する検証

- 平成 24 年及び 25 年に実施された農業構造動態調査(一般統計調査)の結果を用いて、紙媒体の調査票で報告された場合と、オンラインを利用して報告された場合について、経営耕地面積規模別の組織経営体の階層移動の状況を比較した結果、2 つのケースの間で大きな違いがなかったことから、基本的には調査方法による調査結果の質的な相違は生じなかったといえるのではないかと。
- 今回、農業構造動態調査の結果に基づき検証が行われたが、当該調査におけるオンライン調査は組織経営体のみを対象として実施されているため、2015 年農林業センサス（以下「2015 年センサス」という。）において、家族経営体を対象として実施した場合においても調査結果の質的な相違が生じないのかどうかについて事後的に検証することが必要であると考えます。
- 調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入することによって、販売金額等について、むしろ正直に報告されることもありうるのではないかと意見もあつたので、そうした部分も含め、2015 年センサスの事後検証はかなり慎重に行うことが求められるのではないかと。
- 2015 年センサスの実施後に、調査実施者において、紙媒体の調査票による回答とオンラインによる回答について、それぞれの報告者（家族経営体及び組織経営体）の属性

(販売金額等)を同一になるように調整した上で、調査結果の質に相違が生じているか否か、生じている場合はその原因は何か等については是非検証してほしい。

② 2015年センサスにおける今後のオンライン調査の導入拡大に向けた検証

- ・ 2015年センサスの実査において、今後のオンライン調査の導入拡大に向け、市町村、統計調査員、報告者等の各段階で予定されている検証をしっかりと行ってほしい。調査の現場においては、統計調査員の確保がかなり困難となっていることや、統計業務に従事する市町村職員が減っていること等から、その対策としてオンライン調査の拡大を希望しているところが少なくないのではないか。
- ・ 2015年センサスの実査において、農林水産省では、今後のオンライン調査の促進、拡充に向けた様々な検証を行うこととしており、その結果についても、調査終了後、十分検討していただきたい。

イ 農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討することについて

- ・ 農林水産省の資料によれば、農林業経営体において、林業経営体の基準には該当しないものの、実際には林業経営を行っているケースが数多くみられ、農林業経営体調査票として単一の調査票に統合されていることによって、このような経営体の実態をも把握できるものとする。危機的な状況にあると危惧される中山間地域においては、このように農業経営と林業経営が一体として行われているケースが多くみられ、地域資源の保持・管理に必要な実態把握のためにも、これまでどおり単一の調査票により調査を行うことがよいのではないかと考える。
- ・ 農業経営体の基準にのみ合致する経営体であっても、林業経営も行っていれば林業部分の調査事項に回答する必要があるのか。また、回答する必要がある場合、林業経営体の調査結果と、農業経営体で林業経営を行っている場合の調査結果は、結果表章において分離されているのか。
→ 農業経営体で、林業経営体の基準に該当していない場合であっても、林業部分の調査事項で該当する部分は全て回答してもらっている。なお、結果表章において、林業経営体の基準に該当している経営体に係る部分とそうでない経営体に係る部分については分離して表章している。

(2) 調査事項の変更について

農林業経営体調査票における調査事項の変更について、審査メモに沿って審議が行われた結果、それぞれの調査事項について、農林水産省において改めて整理・検討の上、その結果を次回部会において報告することとなった。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

ア 「【2】世帯」－「2 満15歳以上の世帯員について」－「③出生の年月」

- ・ 従来の調査基準日(2月1日)時点の満年齢から出生年月の把握に変更することによって、今後、2015年センサスと2020年農林業センサスをマッチングすることにより、

新たな分析も可能となるのではないかと考えられるが、このことを生かした表章を考えているのか。

→ 現在のところ結果表章の面での対応は検討していないが、今後、分析の段階で非常に役立つ有用な情報になるものと考えている。なお、今回の変更は、国勢調査における年齢の把握方法に合わせたものである。

- ・ 今回の変更における年齢の把握方法により、これまで日本の農業を主に支えてきた世代の農業者がリタイアする時期に入ってきている中、当該農業者の後継予定者が実際に後を継いだかどうかなどについて分析することに寄与するものであり、また、本調査項目等を用いて、2時点間の農林業センサスの調査結果を接続した世帯員ベースでの統計の作成も可能になると考えられることから、こうした観点からの統計表の作成を検討する必要があるのではないかと。
- ・ 近年、非農家出身者が新規に就農するケースや、家族経営体を家族以外の者が継承（第三者継承）するようなケースが増えつつあるなど、担い手の構造が大きく変わっていき中で、その動向把握や詳細な分析に寄与する変更であると考えられる。

イ 「【2】世帯」－「2 満15歳以上の世帯員について」－「⑦経営主等」

- ・ 「経営方針の決定に関わっている」のか否かの判断については、家族経営協定^(注)を締結しているような農家では判断できるだろうが、それ以外の農家については判断できないのではないかと。

(注) 家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものとされている。

→ 調査票中に「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先の決定等の経営方針に参加している方」と注記しているので、紛れは生じないものと考えている。

- ・ 変更理由等を見る限り、主に女性の農業経営への参画状況を把握したいものと思われる。例えば、農村女性の中で、農協の正組合員、役員、総代である者などが考えられるが、農業経営への参画をもっと広い概念で捉えるのであればもう少し具体的な聞き方をすべきと考える。
- ・ 農村女性の農業経営への参画にはいろいろな形があり、例えば、経理帳簿を付けている場合はどう扱うのか。もう少し具体的な注釈を入れたり、基準を示したりするほうが正確に記入してもらえないのではないかと考える。
- ・ 「経営方針の決定に関わっている」の定義等について、何を把握したいのか、どのように経営方針に関わっている場合に記入してもらいたいのか明確にすることが必要である。農林水産省において改めて本事項について整理・検討の上、次回部会において報告していただきたい。また、「経営の後継者」の世帯員の記入について、1人に限定しているが、複数の後継者がいる場合の取扱い等について政策実施部局に相談し、その結果についても報告していただきたい。

⇒ 「経営方針の決定に関わっている」の定義等や、「経営の後継者」の世帯員の記入の取扱いについて、より正確な記入を図る観点から、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

ウ 「【4】農業経営の雇用」－「1 常雇い」

- ・ 「常雇いした人」の定義について「あらかじめ7か月以上の契約で雇った人」の期間を仮に7か月より短くした場合、高原野菜を栽培する地域において夏季に1か月単位で雇用されている人や、沖縄のサトウキビ畑において収穫期に数か月単位で雇用される人も含まれてくることになることから、ここで意図している労働力を正確に把握していくことが難しくなると考えられる。そういった意味で7か月以上という期間は妥当ではないか。
- ・ 年齢階層の区分については、高校卒業後も農業者大学や大学を卒業した後、組織経営体で働いている人も相当数いるため、おそらく15～24歳は少なく、25～44歳に集中すると考えられる。そのため、25～44歳という区分について、より詳細な区分とすべきではないか。
- ・ 本調査事項の結果について、「他の統計調査や行政記録との連動までは想定していない」と説明しているが、基幹統計調査であるセンサスとして調査するのであれば、農業政策のための活用の面を一義的に考えるとしても、労働力調査等他の労働関係の統計調査における年齢階層区分等と一定程度リンクできる設計を検討すべきと考える。
- ・ 他の統計調査において、「常雇い」の定義は7か月より長くなっているのか。
 - 経済センサスにおいて「常用雇用者」は、期間を定めずに雇用されている者や1か月を超える期間を定めて雇用されている者などとされている。
 - 補足とすると、経済センサスの場合、上記要件に加え、調査日前の2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている者という要件がある。農業は地域性、季節性があるので、他の産業と同じ定義にすることは難しいと考える。
- ・ 仮に経済センサスで使われている常用雇用者に近い概念で調査すると、どのような結果となるのか。農林業センサスの常雇いの概念よりかなり多くの人が対象となるのか。
 - 仮に、経済センサスと同じ常用雇用者として捉えた場合、農林業センサスは2月1日が調査基準日なので、12月又は1月に18日以上雇用された者が対象となる。このため、農業の季節性を勘案すると、常用雇用者の概念に合わせるということは難しいと考える。
- ・ これまでの農業雇用の分析は、農業の世界だけを考えたやり方であったと思う。先ほど、他の労働関係の統計調査における年齢階層区分等と一定程度リンクできるよう検討すべきとの意見があったが、労働人口の移動状況を分析するに当たり、農業のみが閉鎖された労働市場ということではないので、他産業との間の労働力の移動状況等の分析の観点から労働者の定義を他産業の統計と合わせるべきではないか。
- ・ 労働力の実態を分析するに当たって、他の産業統計との間で労働力の概念や年齢区分を全て合致させるのが理想ではある。しかし、7か月以上という基準を変えてしまうことは、農業の特殊性やこれまでの政策の経緯もあって難しいであろうから、そこまでは求めていないが、今回、年齢階層の区分については、ある程度統一していただきたい。
- ・ 「常雇いした人」の定義を従来どおり「7か月以上の契約で雇った人」とすることについては、農業の特殊性、統計の継続性の観点から理解できるが、一方で農林業経営体のうち法人の組織経営体については、経済センサスの調査対象となっている。このため、

「常雇いした人」についての概念の問題も含め、経済センサスとの関係について、次回以降の審議で引き続き検討してほしい。また、年齢階層区分についても、農林水産省は政策目標としている新規雇用就農者数において、当該就農者の年齢を39歳以下としていることから、この政策目標との整合性も考慮すべきではないかと考える。

→ 「7か月以上の契約で雇った人」という定義については、これまでの継続性もあり、今後もこの概念で調査することとしたいが、年齢階層区分については、調査事項の検討に当たり、省内でも議論の上、現在の整理としているところであり、改めて検討の上ご報告したい。

⇒ 把握する年齢階層区分について、他の産業統計との関係を踏まえ、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

エ 「【5】土地」－「経営耕地（田）の状況」

- ・ 調査項目について、「稲を作った田」と「稲以外の作物だけを作った田」がある中で、後者の内訳として「飼料用に稲を作った田」があるため違和感がある。紛れのないように整理すべきではないか。

⇒ 調査項目の区分について、より正確な記入を図る観点から、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

6 次回予定

次回部会は、平成25年7月12日（金）16時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

第 39 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 7 月 12 日（金） 16:00～19:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷 浩

（委 員） 竹原 功、椿 広計

（専 門 委 員） 岩村 洋、納口 るり子、橋口 卓也

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱センサス統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

（1）審議全体について

- ・ 審議の 3 回目として、前回（第 36 回）部会の審議において整理、報告等が求められた事項、追加の論点として示された調査票に関する意見及びこれまで部会で審議されていない調査事項の変更等について、審査メモ等に沿って審議を行った。

その結果、前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項及び追加の論点として示された調査票に関する意見については、報告者の的確な記入を図る観点からの指摘を踏まえ、農林水産省が調査票を修正するなど所要の改善を行ったことから、部会としては適当であると判断された。

また、調査事項の変更等については、①「【11】農業経営の特徴」-「1 農業経営における異業種との連携」（農林業経営体調査票の調査事項）、②「【1】立地状況等（最も近い DID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」（農山村地域調査票（農業集落用）の調査事項）を除き、部会としては適当であると判断された。

- ・ 審査メモのうち未審議事項となったものについては、次回の部会において審議を行うこととされた。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

（2）前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について

ア 「経営の後継者」を 1 人に限定して回答することについて

- ・ 統計の連続性の確保等の観点から、今回は従来どおり 1 人に限定して回答することについてやむを得ないものとするが、農業経営において後継者以外の第三者への経営委譲といったケースも増えてきていることを踏まえ、今後、農家の世代交代の実態がより的確に把握できるよう検討してほしい。

イ 農業経営のために常雇いした人の年齢階層の把握について

- ・ 雇用者の年齢階層の把握区分について、農林水産省が政策等の関係から設定することはやむを得ないものとするが、基幹統計調査のような基本的な調査の場合、雇用者の年齢は重要な調査事項であることから、当該区分については、他の統計調査と比較・分

析が可能なものであることが必要ではないか。また、農林業センサスのように全数で数年ごとに実施する調査の場合、調査内容を大きく変えることは望ましくないと考える。

- ・ 農林業センサスにおいては、調査対象の多くが農家であること等から雇用者の年齢を細かく把握することが可能であると考えられ、一般的な事業所を対象とする経済センサスや工業統計調査等では雇用者の年齢は調査されていない。

また、農林水産省が、雇用者の年齢階層の把握区分に関し、政策上、注目している45歳未満の動向を詳細に把握するため、当初案の「25～44歳」の区分を「25～34歳」及び「35～44歳」に分割するよう変更することについては評価できるのではないかと考える。

(3) 調査事項の変更について

ア 農林業経営体調査票に係る変更について

① 「【7】販売を目的とした農産物の生産」－「1 農作物の生産」－「工芸農作物」、「野菜類」及び「果樹類」

- ・ 茨城県の農業改良普及センターの評価委員として、普及組織の発表を聞く機会が多いが、地域農業の実態を把握するに際し、市町村ごとの品目別の作付面積の把握は非常に重要と考える。また、多くの農業関係者からも、平成18年以降、市町村ごとの作物別の作付面積のデータがなくなり困っているといった意見をよく聞く。このようなことから、統計の利用者ニーズに適切に応えるためにも、前回調査で削除した調査事項を今回調査において復活することには賛成である。
- ・ 本調査事項については、前回の2010年世界農林業センサス（以下「2010年センサス」という。）において品目別の作付面積の把握を中止し、その後、作物統計調査の中で当該作付面積の把握を検討したものの、これが予算上の制約から困難となったため、今回、改めて農林業センサスにおいて当該作付面積を把握すべく復活させたいというものである。また、作付面積は生産量等を推計するに当たって有効な補助情報となるものであり、非常に重要な調査事項である。こうした過去の経緯や調査事項の重要性を勘案すると、今回、調査事項を復活することも一つの整理ではないかと考える。

② 「【11】農業経営の特徴」－「1 農業経営における異業種との連携」

- ・ 2010年センサスにおいて、農業経営における農業以外からの資本金・出資金の提供元の業種に関し、「その他」の回答が51.7%と過半を占めたことから、そこに含まれる業種の明確化を図るため、新たに異業種の選択肢として「医療・教育・福祉関連」を追加することとしている。しかし、「医療・教育・福祉関連」の業種は、農地法改正に伴い農業へ参入した業種全体の3%を占めているに過ぎないことを勘案すると、当該追加が連携業種の明確化にどれだけ寄与するか疑問である。そもそも、「その他」の業種の内訳はどのようなになっているのか。

→ 2010年センサスでは、「その他」との回答しか得ていないため、業種の内訳については分からない。しかし、「その他」の回答割合をできるだけ縮減するため、今回、異業種を選択肢に「医療・教育・福祉関連」を追加するとともに、2010年センサスでは飲食料品関連に限定していた「製造業・サービス業」及び「卸売・小売業」について、それぞれ「飲食料品関連」及び「飲食料品関連以外」に細分化してい

る。

- ・ 本調査事項は、農業経営において将来的に重要となる事項を先取りして組み込んでいるものと理解しているが、現時点では調査対象となる農事組合法人や会社において、他業種から資本金等の出資を受けているケースはそれほど多くないのではないか。
→ 農事組合法人や会社は約 17,000 経営体あるが、このうち、資本金等の提供を受けているものは 1,164 経営体となっている。
- ・ 論点としては、「その他」の回答が多いというのは統計調査として有効な設計となっていないということになるので、「その他」の内訳となるものを捉えられるような形にすることが必要ではないか。
- ・ 1,164 経営体というのは割と多いように感じたが、実態としては身近な人間関係の中で出資を募ったケースが多いのではないかと考えている。そういった意味では「その他」の回答が多くなるのもやむを得ない気もするが、このことについて農林水産省はどのようにみているのか。
→ 政策実施部局からの要望を踏まえ、「その他」と回答した約 51%について、その具体的な業種を把握するため、原案のような区分を設けたものであるが、指摘を踏まえ、改めて整理・検討の上、報告することとしたい。
- ・ 今回の変更によって、「その他」と回答する者がどの程度削減されると見込まれるのかについて整理することが必要ではないか。仮に情報不足等により整理できないのであれば、本調査事項を農林業センサスの調査事項として設定する必要性が低いと考えられることから、一旦農林業センサスによる把握を取り止め、一般統計調査により実態を把握し、その結果を踏まえ、改めて農林業センサスの調査事項とすることを検討すべきではないかと考える。これらの点についても併せて報告願いたい。
- ・ 農地法改正に伴い、NPO 法人の農業参入が増加しているが、これらの法人は日本標準産業分類上どのような産業に分類されるものなのか。
→ NPO 法人の具体的な業種については明らかではない。ただ、本調査事項においては、当該法人が実際に行っている経済活動に基づき回答してもらうことになる。

⇒ 2010 年センサス結果において「その他」の回答が過半を超えていること関し、指摘された事項について、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

イ 農山村地域調査票（市区町村用）に係る変更について

○ 2010 年調査の「【2】地域資源を活用した施設（産地直売所）」の削除

- ・ 産地直売所の把握については、農林業経営体調査票の「【10】過去 1 年間の農産物の販売」－「3 農産物の出荷先」において、販売した農産物の出荷先について、「消費者への直接販売」の内訳として、「うち、自営の農産物直売所で」を追加することにより把握することとしているが、農林業経営体以外が運営する産地直売所については、今後、どのように把握していくのか。
→ 6 次産業化総合調査（農林水産省が実施する一般統計調査）の関連で把握することとしている。

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）に係る変更について

① 【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」

- ・ 報告に当たって、その正確性の確保の観点から、統一した移動手段にした方がよいのではないかと。
- 同じ小学校へ移動する場合でも、居住地域によって徒歩やスクールバスなど交通手段が異なると考えられるため、通常使用している移動手段により所要時間を把握する形で調査することとしているものである。
- ・ 生活関連施設までの距離を把握することのみであれば、統計調査によらずとも、GIS（地理情報システム）などを使えば把握可能あり、本調査事項において、住民が日常使う交通手段を使った場合の所要時間を聞くことには意味があるものとする。
- ・ 所要時間を把握することに意味はあるが、報告者がどのような移動手段を用いているのかわからないのは問題ではないか。例えば、小学校、中学校に関し、設問に「徒歩」と記載したり、他の生活関連施設についても「一般的な交通手段」と注記するなど、記入に当たって紛れが生じないように工夫すべきではないか。
- 本調査事項については、2005年農林業センサス（以下「2005年センサス」という。）までは、農林水産省の地方支分部局（出先機関）の職員が実際に農業集落を訪問し、調査をしており、その際は通常使用している交通手段による移動時間を把握していた。今回のセンサスは調査員調査による実施であることを踏まえ、調査に当たっての留意点などを調査の手引きにおいて詳細に説明し、支障を来さないよう努めることとしているが、指摘を踏まえ、改めて整理・検討の上、報告することしたい。
- ・ 生活関連施設は、農業集落で生活していく上で重要な施設と考えるが、郵便局が含まれていないのはなぜか。
- 確認の上、次回部会において報告することとする。

⇒ 生活関連施設までの所要時間等に関し、指摘された事項について、農林水産省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

② 「【3】農業集落内での活動状況」－「1 寄り合いの開催状況」

- ・ 小水力発電やバイオマスといった小規模の発電については、農業集落のような小さな単位でも導入に関する議論が進められていると考えられることから、寄り合いの議題に「再生可能エネルギーの導入」を追加することは適当であるとする。

③ 「【3】農業集落内での活動状況」－「4 活性化のための活動状況」

- ・ 本調査事項については、かつて、農林業センサスに附帯する一般統計調査の形式で、一部の農業集落を対象とした標本調査の中で調査を行っていたため、今回も同様の形で調査するべきではないかとの論点が示されている。しかし、農業集落の活力の低下は、非常に大きな問題であり、かつ、そのような集落が面的に広がって存在するかどうかといった点も注目点である。こうした実態を把握する上で、集落のデータは、非常に有効なものであることから、抽出調査でなく、全数調査である農林業センサスで把握する必要があるとする。
- ・ コミュニティに関する調査は農林水産省だけが農業集落を対象に実施しているだけ

かもしれないが、本来は都市部においてこそ把握する必要な調査事項ではないかと考える。このような調査事項は各種の統計調査から削除されてきているが、農村や都市部を取り巻く様々な問題を考えると重要な調査事項であると考え。

(4) 今後検討を要する事項について

【経済センサスとの関係に関する検討】

- ・ 審査メモに示されている代替可能性とは、具体的にどの程度のことを想定しているのか。
 - 農林業センサスと経済センサスについては、調査の実施時期が異なることもあり、経済センサスの調査結果で農林業センサスの調査事項を代替することは現実的には難しいのかもしれないが、両センサスの調査事項に一部類似した事項があることから、その可能性を議論したいただくため論点として提示したものである。
- ・ 経済センサスのデータを活用しようとした場合、販売金額については調査実施時期が異なると全く違うデータとなるため、土地、資本、労働力に係るデータを組み合わせた上での最終的な生産に係る分析、例えば、土地面積当たりの販売金額、資本装備当たりの販売金額、従業員1人当たりの販売金額などに影響を及ぼすこととなり、活用は困難ではないかと考える。一方、調査実施時期の違いの影響を受けにくい「開設時期」については活用可能かもしれないが、有用性といった面からの活用となると、全体的難しいのではないかと考える。
- ・ 昨今では、例えば、労働について、農林水産省が扱う分野もあれば、経済産業省、厚生労働省等が扱う分野もあるなど、それぞれの産業の境界線がなくなってきているのではないかと考える。このような状況を踏まえ、経済センサスだけでなく、他のセンサスも含め、どのような事項を共通的に把握していくのか、国として考えていくべきであると考え。
- ・ 経済センサスは、単に主産業だけではなくて、いわゆる従産業についても把握している。このため、農業を主業とするものについて、サービス業、製造業といった他に展開している事業の実態を把握できるなど、企業の全体像の把握が可能となる。今後、農業に他の産業が参入してきたり、あるいは農業が他の産業と連携していく中で、全体像を捉えることができる経済センサスのデータは有用であることから、調査実施時期等の関係で直接的な代替等とはできないとしても、データリンケージという形で有用な統計を作成することができるのではないかと考えている。
 - 経済センサスと農林業センサスとの関係に関し、代替可能性については、例えば、作付面積等と販売金額との関係や、被害発生に伴う所得の変動等の分析に当たって、調査時点の違いは結果利用上の大きな支障となるため困難であると考えている。一方、データリンケージについては、住所、名称、電話番号等の属性情報により、双方の調査の調査対象をマッチングするといった名寄せ作業等に係るコスト面に留意する必要があるが、経済センサスで把握しているものの農林業センサスで把握していない事項の活用が図れるなど統計の高度利用に資する観点から、前向きに検討したいと考えている。
- ・ 調査対象について、経済センサスでは「事業所」、農林業センサスでは「農林業経営体」としていることからみて、両調査は別物であり、重複が起きないように整理するこ

とは困難と考える。しかし、今後、農家等の法人化が進むことが考えられることから、将来的には経済センサスと農林業センサスとをどのようにリンクしていくのか真剣に考えなくてはいけないのではないか。

- ・ 最近では農産物直売所や農家レストランといった6次産業化に取り組む農業者が増えてきており、仮に経済センサスとのリンケージが可能となるのであれば、農林業センサス等で把握できなかった6次産業化に取り組んでいる事業者等の把握につながるのではないか。
- ・ 現状で農林業センサスと経済センサスの間においてデータの移送や代替的な利用は困難であるとしても、両センサスの将来的な関係については、今後の課題になると考える。

6 次回予定

次回部会は、平成25年7月30日（火）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。